

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年2月19日（平成28年（行情）諮問第169号）

答申日：平成28年7月20日（平成28年度（行情）答申第207号）

事件名：日米防衛協力のための指針の「地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する」に関して行政文書ファイルにつづられている文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

『地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する』（『日米防衛協力のための指針』（2015年4月27日）『D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動 5. 後方支援』）にかかる政府の取組みに関し、防衛省の担当部局が行政文書ファイルにつづった文書の全て＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年10月5日付け防官文第15892号により防衛大臣が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

事の重要性を鑑みると本件対象文書が全く存在しないという主張はにわかには首肯しがたいので、改めて関連部局を探索の上発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する』（『日米防衛協力のための指針』（2015年4月27日）『D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動 5. 後方支援』）にかかる政府の取組みに関し、防衛省の担当部局が行政文書ファイルにつづった文書の全て＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希

望。」の開示を求めるものであり、本件開示請求を受け、請求内容に合致する行政文書を探索したが、保有を確認できなかったことから、法9条2項の規定に基づき、平成27年10月5日付け防官文第15892号により原処分を行った。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「事の重要性を鑑みると本件対象文書が全く存在しないという主張はにわかに首肯しがたいので、改めて関連部局を探索の上発見に努めるべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件開示請求に係る内容は、平和安全法制の施行後に実施可能となるものであり、本件開示請求受付時点において当該法制は未施行であるため、具体的な政府の取組みは行われておらず、当省においても請求内容に合致する行政文書を作成又は保有していないことから、原処分を行ったものである。

また、本件異議申立てを受け、確実を期すために再度本件対象文書の探索を行ったが、請求内容に合致する行政文書の保有を確認することはできなかった。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年2月19日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月27日 | 審議 |
| ④ | 同年7月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「日米防衛協力のための指針」に記載された、日米両国が日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動における後方支援に際し、「地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する」との記述（以下「本件記述」という。）に係る政府の取組に関して行政文書ファイルにつづられた文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、平成27年4月に公表された「日米防衛協力のための指針」には、日米両国が日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動における後方支援に際し、「日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び

地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用」する旨記載されているが、本件記述に係る取組は同年9月19日に成立した我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（以下「平和安全法制整備法」という。）が施行され、同法によって改正された「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「事態対処法」という。）の存立危機事態及び同事態での対処に係る規定の効力が発生して初めて実施可能になるものであり、開示請求時点（同月3日）において平和安全法制整備法は施行されていないことから、当該事態に関する具体的な取組は行われておらず、本件対象文書は作成も取得もしていないとのことであった。

諮問庁から平和安全法制整備法の提示を受けて確認するとともに、当審査会事務局職員をして内閣官房ホームページを確認させたところ、同ホームページには、諮問庁の上記説明のとおり、平成27年9月19日に平和安全法制整備法は成立しており、平成28年3月29日から施行された旨記載されていることから、本件対象文書を作成も取得もしていない旨の諮問庁の上記説明が不自然、不合理とはいえず、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 付言

本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「探索した結果、当該行政文書の存在を確認することができなかった」旨記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久